

東京都交通局窓口事務の審査基準等

(令和7年8月15日現在)

事 務 名	通学定期乗車券発行学校の認定
根 拠 法 令 等	東京都電車条例施行規程、東京都乗合自動車条例施行規程、東京都地下高速電車旅客営業規程、東京都日暮里・舎人ライナー条例施行規程及び東京都電車等の認定学校の処理に関する細則
処 理 機 関	総務部総務課
区 分	許認可等窓口事務以外の窓口事務
審査基準等の内容	東京都電車条例施行規程第6条、東京都乗合自動車条例施行規程第6条、東京都地下高速電車旅客営業規程第11条、東京都日暮里・舎人ライナー条例施行規程第13条及び東京都電車等の認定学校の処理に関する細則（別紙のとおり）
備 考	<p>認定を要する学校等は、上の審査基準等に掲げる条項中第1項各号のいずれかに該当する学校及び教育施設です。</p> <p>したがって、以下の学校等については、認定の申請は不要となります。ただし、要件を満たしていることを証する資料等の提出を求める場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の規定による学校 ・ 就学前の子どもに関する教育保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項の規定による幼保連携型認定こども園 ・ 割引普通乗車券等を発売する対象となる学校として東日本旅客鉄道株式会社が指定した学校 ・ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条の規定による保育所（乗合自動車に限る。）

東京都電車条例施行規程（昭和39年交通局規程第37号）（抜粋）

（認定学校の定義）

第六条 この規程において「認定学校」とは、次の各号のいずれかに該当する学校及び教育施設で交通局から認定を受けたもの、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条の規定による学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項の規定による幼保連携型認定こども園並びに割引普通乗車券等を発売する対象となる学校として東日本旅客鉄道株式会社が指定した学校をいう。

- 一 学校教育法第一条の規定による学校に準ずる学校で、修業期間が一年以上で、かつ、一年の授業時間数が七百時間以上のもの
 - 二 学校教育法第百三十四条の規定による私立学校及び学校教育法によらない学校で、設立後一年以上経過し、修業期間が一年以上で、かつ、一年の授業時間数が七百時間以上のもの
 - 三 学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第百五十五条第一項第四号、同条第二項第七号又は第百五十六条第三号の規定により、外国の大学、大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設として文部科学大臣が指定したもの
- 2 前項の認定を受けようとする学校は、その代表者から定められた申請書を提出しなければならない。またその申請書記載事項に変更があるときは、その代表者は、直ちにこれを届け出なければならない。
- 3 第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、認定学校として取り扱わないことができる。
- 一 交通局から認定学校の認定を受けた学校が、第一項各号に規定する認定条件を具備しなくなったとき。
 - 二 認定学校の代表者から学校又は教育施設を廃止する旨の届出があったとき。
 - 三 第二十二条に規定する通学証明書又は身分証明書を、認定学校が使用資格者以外の者に対して発行したとき。
 - 四 前三号に掲げるもののほか、認定学校として適当でないと交通局長が認めたとき。

東京都乗合自動車条例施行規程（昭和 40 年交通局規程第 50 号）（抜粋）

（認定学校の定義）

第六条 この規程において「認定学校」とは、次の各号のいずれかに該当する学校及び教育施設で、交通局から認定を受けたもの、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条の規定による学校、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第三十九条の規定による保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項の規定による幼保連携型認定こども園並びに割引普通乗車券等を発売する対象となる学校として東日本旅客鉄道株式会社が指定した学校をいう。

- 一 学校教育法第一条の規定による学校に準ずる学校で、修業期間が一年以上で、かつ、一年の授業時間数が七百時間以上のもの
 - 二 学校教育法第百三十四条の規定による私立学校及び学校教育法によらない学校で、設立後一年以上経過し、修業期間が一年以上で、かつ、一年の授業時間数が七百時間以上のもの
 - 三 学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第百五十五条第一項第四号、同条第二項第七号又は第百五十六条第三号の規定により、外国の大学、大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設として文部科学大臣が指定したもの
- 2 前項の認定を受けようとする学校は、その代表者から定められた申請書を提出しなければならない。また、その申請書記載事項に変更があるときは、その代表者は、直ちにこれを届け出なければならない。
- 3 第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、認定学校として取り扱わないことができる。
- 一 交通局から認定学校の認定を受けた学校が、第一項各号に規定する認定条件を具備しなくなったとき。
 - 二 認定学校の代表者から学校又は教育施設を廃止する旨の届出があったとき。
 - 三 第三十二条に規定する在学証明書を、認定学校が使用資格者以外の者に対して発行したとき。
 - 四 前三号に掲げるもののほか、認定学校として適当でないと交通局長が認めたとき。

東京都地下高速電車旅客営業規程（昭和35年交通局規程第10号）（抜粋）

（認定学校の定義及び認定）

第十一条 この規程において「認定学校」とは、次の各号のいずれかに該当する学校及び教育施設で交通局から認定を受けたもの、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条の規定による学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項の規定による幼保連携型認定こども園並びに割引普通乗車券等を発売する対象となる学校として東日本旅客鉄道株式会社が指定した学校をいう。

- 一 学校教育法第一条の規定による学校に準ずる学校で、修業期間が一年以上で、かつ、一年の授業時間数が七百時間以上のもの。
 - 二 学校教育法第百三十四条の規定による私立学校及び学校教育法によらない学校で、設立後一年以上経過し、修業期間が一年以上で、かつ、一年の授業時間数が七百時間以上のもの。
 - 三 学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第百五十五条第一項第四号、同条第二項第七号又は第百五十六条第三号の規定により、外国の大学、大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設として文部科学大臣が指定したもの
- 2 前項の認定を受けようとする学校は、その代表者から定められた申請書を提出しなければならない。またその申請書記載事項に変更があるときは、その代表者は直ちにこれを届け出なければならない。
- 3 第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、認定学校として取り扱わないことができる。
- 一 交通局から認定学校の認定を受けた学校が、第一項各号に規定する認定条件を具備しなくなったとき。
 - 二 認定学校の代表者から学校又は教育施設を廃止する旨の届出があったとき。
 - 三 第四十一条に規定する通学証明書又は通学定期乗車券購入兼用身分証明書及び第四十二条の三に規定する学校学生生徒旅客運賃割引証を、認定学校が使用資格者以外の者に対して発行したとき。
 - 四 前三号に掲げるもののほか、認定学校として適当でないと交通局長が認めたとき。

東京都日暮里・舎人ライナー条例施行規程（平成20年交通局規程第31号）（抜粋）

（認定学校の定義）

第十三条 この規程において「認定学校」とは、次の各号のいずれかに該当する学校及び教育施設で交通局から認定を受けたもの、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条の規定による学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項の規定による幼保連携型認定こども園並びに割引普通乗車券等を発売する対象となる学校として東日本旅客鉄道株式会社が指定した学校をいう。

- 一 学校教育法第一条の規定による学校に準ずる学校で、修業期間が一年以上で、かつ、一年の授業時間数が七百時間以上のもの
 - 二 学校教育法第百三十四条の規定による私立学校及び学校教育法によらない学校で、設立後一年以上経過し、修業期間が一年以上で、かつ、一年の授業時間数が七百時間以上のもの
 - 三 学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第百五十五条第一項第四号、同条第二項第七号又は第百五十六条第三号の規定により、外国の大学、短期大学又は大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設として文部科学大臣が指定したもの
- 2 前項の認定を受けようとする学校は、その代表者から所定の申請書を提出しなければならない。また、その申請書記載事項に変更があるときは、その代表者は、直ちにこれを届け出なければならない。
- 3 第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、認定学校として取り扱わないことができる。
- 一 交通局から認定学校の認定を受けた学校が、第一項各号に規定する認定条件を具備しなくなったとき。
 - 二 認定学校の代表者から学校又は教育施設を廃止する旨の届出があったとき。
 - 三 第二十七条第一項に規定する通学証明書又は身分証明書を、認定学校が使用資格者以外の者に対して発行したとき。
 - 四 前三号に掲げるもののほか、認定学校として適当でないと交通局長が認めたとき。

○東京都電車等の認定学校の処理に関する細則

昭和63年11月1日

63交総第894号

- 1 この細則は、東京都電車条例施行規程（昭和39年交通局規程第37号）第6条（以下「甲条」という。）、東京都乗合自動車条例施行規程（昭和40年交通局規程第50号）第6条（以下「乙条」という。）、東京都地下高速電車営業規程（昭和35年交通局規程第10号）第11条（以下「丙条」という。）及び東京都日暮里・舎人ライナー条例施行規程（平成20年交通局規程第31号）第13条（以下「丁条」という。）に規定する認定学校の処理に関する細目について定めることを目的とする。
- 2 甲条第1項第1号、乙条第1項第1号、丙条第1項第1号及び丁条第1項第1号における「学校教育法第1条の規定による学校に準ずる学校」とは、次の各号のいずれかに該当する学校をいうものとする。
 - (1) 国立の専修学校
 - (2) 監督庁の認可を受けた公立又は私立の専修学校
 - (3) 国立の各種学校
 - (4) 監督庁の認可を受けた公立の各種学校
- 3 甲条第1項第2号、乙条第1項第2号、丙条第1項第2号及び丁条第1項第2号における「学校教育法第134条の規定による私立学校」とは、監督庁の認可を受けた私立の各種学校をいうものとする。
- 4 甲条第1項第2号、乙条第1項第2号、丙条第1項第2号及び丁条第1項第2号における「学校教育法によらない学校」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいうものとする。
 - (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）以外の法令によって設置された学校
 - (2) 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和5年法律第41号）第三条第一項に規定する認定日本語教育機関
- 5 甲条第2項、乙条第2項、丙条第2項及び丁条第2項の規定による申請書の様式は、別記1のとおりとする。
- 6 認定書の様式は別記2のとおりとする。

附 則

この細則は、昭和63年11月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成15年9月5日から施行する。

附 則（30交総第1722号）

この細則は、平成31年3月28日から施行する。

附 則（4交総第1387号）

この細則は、令和5年3月31日から施行する。

附 則（7交総第514号）

- 1 この細則は、令和7年8月15日から施行する。
- 2 この細則の施行の日から令和11年3月31日までの間においては、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号）の表の法別表第1の4の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項の下欄の規定により法務大臣が告示をもって定める日本語教育機関を第四項に規定する「学校教育法によらない学校」とする。

別記1（第5項関係）

（別紙のとおり）

別記2（第6項関係）

（別紙のとおり）